

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示	ページ
字の区域の設置(一四二・市町村課)……………	1
町及び字の区域の変更(一四三・市町村課)……………	6
生活保護法による介護機関の指定(一四四・福祉政策課)……………	9
既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(一四五・商工業振興課)……………	10
証紙売りさばきの廃止の届出(一四六・会計課)……………	11
公告	
市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(雄勝地域振興局農林部)……………	11
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課) 八件……………	11
議事告示	
請願書取扱規程の一部を改正する規程(一)……………	17
選挙管理委員会告示	
公職選挙執行規程の一部を改正する規程(二二)……………	17

告 示

秋田県告示第四百二十二号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡角館町の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の設置の処分は、当該設置区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年二月二十日

秋田県知事 寺田典城

字 名
 仙北郡角館町園田字本花園

設 定 区 域

仙北郡角館町園田字花園

二三から二五まで、四五、四六の一から四六の三まで、四七、四八の一、四八の二、四九、五〇の一から五〇の四まで、五一、五二、五三の一から五三の三まで、五四の一から五四の三まで、五五、五六の一、五六の二、五七の一から五七の四まで、五八の一から五八の三まで、五九の一から五九の四まで、六〇から七一まで、七二の一、七二の二、七三の一から七三の三まで、七四の一、七四の二、七五の一、七五の二、七六から七八まで、七九の二、八〇の一、八〇の二、八一の一、八一の二、八二から八八まで、八九の二、九五から一〇二まで、一〇三の一から一〇三の三まで、一〇四の一から一〇四の三まで、一〇五、一〇六、一〇七の一から一〇七の三まで、一〇八の一から一〇八の三まで、一〇九、一一〇、一一一の一、一一一の二、一一二の一、一一二の二、一一三から一一五まで、一一六の九、一一六の一、一一六の二、一一六の一五、一一六の一六、一一六の一九、一一六の二〇、一一六の二五、一一六の二六、一一六の三四から一一六の三六まで、一一六の三八から一一六の四三まで、一一二、一一二の一、一一二の二、一一二の三、一一二から一一四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

仙北郡角館町園田字古川

三三三三の一、三三五の一、三三三六から三三三九まで、三五二から三五六まで、三五七の一、三五七の二、三五八、三五九の一、三五九の二、三六〇の一、三六〇の二、三六一の一、三六一の二、三六二の二

<p>一から三六二の三まで、三六四の四、三八〇及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡角館町園田字別当村</p> <p>二の二、三の二、三の三、四、五、六の二、六の二、七の二、七の三、八から一〇まで、一一の二、一一の三、一二の二、一二の三、一三の二、一三の三、一四から二四まで、二五の二、二五の三、二六から三四まで、三五の二、三五の三、三六の二、三六の三、三七、三八の二、三八の三、三九から四一まで、四二の二、四二の三、五三から五六まで、五七の二、五八、五九の二、六〇の三から六〇の五まで、八四の二、八四の三、八五の二、八五の三、八六の二、八六の三、八七、八八の二、八八の三、九〇、九一の二、九一の三、九七の五、九八、九八の二、九九から一〇二まで、一〇三の二、一〇三の三、一〇四、一〇五、一〇六の二から一〇六の五まで、一〇七から一一〇まで、一一一の二、一一一の三、一一二の二、一一二の三、一一三から一一八まで、一一九の二から一一九の三まで、一二九の二、一二九の三、一三〇の二、一三〇の三、一三一の二、一三一の三、一三二の二から一三二の三まで、一三四の二から一三四の三まで、一四四の二から一四四の三まで、一四五の二、一四五の三、一四六の二、一四六の三、一四七の二、一四七の三、一四八の二、一四八の三、一四九、一五〇、一五一の二、一五一の三から一五一の九まで、一五二の二、一五二の三、一五三の二、一五三の三、一五四の二から一五四の三まで、一五五の二、一五五の三、一五六から一五九まで、一五九の二、一五九の三、一六〇の二から一六〇の三まで、一六一の二から一六一の三まで、一六一、一六三、一六四の二、一六五の二、一六六から一七七まで、一七八の二、一七八の三、一七九の二、一</p>
---	---

<p>ら一七九の六まで、一八〇、一八一の二から一八一の三まで、一八二の二から一八二の三まで、一八三、一八四、一八五の二、一八五の三、一八六の二、一八六の三、一八九の二、一八九の三、一九八、一九九の二、一九九の三から二〇一の五まで、二〇二の二から二〇二の三まで、二〇三の二、二〇三の三、二〇四の二から二〇四の三まで、二〇五の二、二〇五の三、二〇六の二から二〇六の三まで、二〇九の二、二〇九の三、二〇九の七から二〇九の八まで、二一三の二、二一四の二から二一四の三まで、二一五、二二二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに二の二、八三、一四三、一九一、一九三の二、一九四の二、二二二の二に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡角館町園田字碓メ石</p> <p>一一から一七まで、一八の二、一八の三、三五、三七、三八、三九の二、三九の三、四〇の二、四〇の三、四一から四六まで、四七の二、四九の二、四五の二、四五の三、六五の四、六六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> <p>仙北郡角館町園田字西村</p> <p>九の二、一〇、一一、一二の二から一二の五まで、一六から二〇まで、二二の二、二九から三三まで、三四の二、三九の二、四〇の二、四一、四二の二、四二の三、四三から四九まで、五〇の二、五〇の三、五一から五三まで、五四の二、五四の三、五の二から五五の三まで、五六、五七、五八の二、五九の二、六六、六七、六八の二、六九の二、七〇から七六まで、七七の二、七七の三、七八の二、七八の三、七九から九四まで、九五の二、九五の三、九六の二、九六の三、九七の二、九七の三、九八の二、九八の三、九九の二、九九の三、一〇</p>
---	---

<p>仙北郡角館町園田字南 花園</p>	
<p>仙北郡角館町園田字久保 四の二、四の三、五の一、五の五から五の八まで、 七の一、八、九の一から九の三まで、一〇の一、 一〇の二、一、一、二、三、四、五、六、七、八、 九の一から九の三まで、一四から一八まで、 一九の一、二〇の一、二一の一、二二から二八ま で、二九の一から二九の三まで、三〇、三一の一 から三一の三まで、三二、三三、三三の二から三三の四 まで、三四の一、三四の二、三五の一、三五の二、 三六から四〇まで、四二の一から四二の三まで、 四三の一から四三の三まで、四三の五、四四、四 五の一、四五の二、四六、四七、四八の一、四八 の二、四九から五二まで、五三の一、六一、六二 の一から六二の五まで、六三から七二まで、七二 の一、七三から七五まで、七五の一、七五の二、</p>	<p>〇から一〇二まで、一〇三の一から一〇三の三 まで、一〇四から一〇四まで、一一一の一、一一 の一、一一二の一から一一二の三まで、一一三 から一一三まで、一二四の一、二五、一三三の 一、一三四から一三七まで、一四二の一、一四三 から一四五まで、一四六の七から一四六の九まで、 一七一、一七二の一、一七二の二、一七三から一 七五まで、一七八から一八三まで、一八四の一か ら一八四の三まで、一八五、一八六の一、一八六 の二、一八七の一から一八七の三まで、一八八の 三、一八九の一から一八九の三まで、一九〇から 一九六まで、一九七の一、一九七の二、一九八、 一九九、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇一の一、 二〇一の二、二〇二の一、二〇二の二、二〇三の 一、二〇三の二、二〇四、二〇五、二〇六の一か ら二〇六の三まで、二〇七、二〇八の二、二〇八 の四、二〇八の五、二一一、二二四及びこれらの 区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全 部</p>

<p>仙北郡角館町園田字遠藤</p> <p>四三の一、四四、四七の一から四七の三まで、四 九、五一から五九まで、六三の一から六三の三ま で、六四の一から六四の五まで、六五から六七ま で、七〇の一から七〇の三まで、七一、七二の二、 七三から一〇五まで、一〇六の一、一〇六の二、</p>	<p>仙北郡角館町園田字坂井村</p> <p>二九の一、四四の二、五〇の二、七一の一、七六、 七七の一、七七の二、七八から八〇まで、八〇の 一、八一の一、八一の二、八二、八三の一、八三 の二、一一二の一、一一三の一の一部、一一三の 二、一一四、一一五、一一六の一の一部、一一六 の二の一部、一一二の二の一部、一一三の二の一 部、二二四の二、二二四の二、二二五の一の一部、 二二五の二及びこれらの区域に隣接介在する道 路、水路である国有地の全部並びに四五の四、四 九、五〇、五〇の一、五一の一、五一の二、七〇、 七三、七四、七五に隣接する水路である国有地の 全部</p>	<p>七六から八〇まで、八〇の一、八一から八三まで、 八四の一、八四の三、八四の五、八四の六、八五 から八七まで、八八の一、八八の二、八八の四、 八八の五、八九の一から八九の五まで、九〇の一 から九〇の三まで、九一の一から九一の五まで、 九二の一から九二の三まで、九三の一から九三の 三まで、九四の一から九四の三まで、九五から一 〇五まで、一〇五の一、一〇六から一一四まで、 一一四の一、一一五から一二四まで、一二五の二、 一三六、一三六の一から一三六の五まで、一三七 の一から一三七の四まで、一三八、一四〇の一か ら一四〇の三まで、一四一の三から一四一の六ま で、一四四の三及びこれらの区域に隣接介在する 道路、水路である国有地の全部</p>
---	--	--

<p>仙北郡角館町園田字東 花園</p>	<p>一〇七、一〇八、一〇九の一、一〇九の二、一〇から一五一まで、一五二の一、一五二の二、一五三の一、一五三の二、一五四から一五九まで、一六〇の一から一六〇の三まで、一六一の一、一六一の二、一六二の一、一六二の二、一六三の一、一六三の二、一六四の一、一六四の二、一六五から一六七まで、一六八の一から一六八の三まで、一六九の一、一六九の二、一七〇の一、一七〇の二、一七一から一七四まで、一七七から一八一まで、一八二の一、一八二の五、一八三の一、一八三の五、一九三の一、一九四の一、二〇〇の一から二〇〇の四まで、二一一の一から二一一の三まで、二一二、二二三、二二四の一、二二四の二、二二五の一、二二五の二、二二六から二二八まで、二二九の一から二九の三まで、二二〇、二二二の一から二二二の三まで、二二三の一、二二三の二、二二三の三、二三四の一から二三四の四まで、二二五の一から二二五の三まで、二二六から二五〇まで、二五一の一、二五一の二、二五二から二五九まで、二六〇の一、二六〇の二、二六一、二六三、二六四、二六五の一から二六五の四まで、二六六の二から二六六の七まで、二六七の一から二六七の五まで、二六八の一から二六八の四まで、二六九から二七一まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>仙北郡角館町園田字中村</p>	<p>七の一、七の二、八の一、八の二、九、一六の二、一八、一九の二、二〇から二二まで、二四から二六まで、二七の一から二七の三まで、三〇の一、三〇の二、三三、三三の二、三三の三、三三の四、三五の一、三五の五、三六の二から三六の六まで、三八の一、三八の二、三九の一、三九の二、六四の二、六五の二、六七の一から六七の四まで、</p>

<p>仙北郡角館町園田字田向</p>	<p>六九、七〇、七一の一、七二の一、七三から七五まで、七七の一、七七の二、七八、七九の一から七九の四まで、八〇の一から八〇の三まで、八一の一、八一の二、八二、八三の一から八三の三まで、八四の一、八四の二、八五、八六、八七の一から八七の三まで、八八から九一まで、九二の一から九二の三まで、九四から九六まで、九七の一、九七の二、九八の一、九八の二、九九、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇〇の三、一〇〇の四、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五の三、一一六の一、一一六の二、一一七から一二二まで、一二四、一二五、一二六の一、一二六の二、一二七、一二八、一二九の二、一三九の四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部並びに隣接する水路である国有地の全部、一〇四の一に隣接する道路である国有地の全部</p>
<p>仙北郡角館町園田字保呂石</p>	<p>五四から五六まで、五八の一、五八の二、五九の一、六〇の一、六一の一、六三、七〇の一、七〇の二、七一、七二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部</p>
<p>仙北郡角館町園田字田向</p>	<p>一の一、三の一、四から九まで、一〇の一、一〇の二、一一の一、一一の二、一一の三、一一の四、一五まで、一六の一、一七から二〇まで、二二の二、二二の四から二七まで、二八から三〇までの各一部、三一の一から三一の四まで、三三、三三の二、三三の三、</p>

<p>仙北郡角館町園田字坂井村</p> <p>一の一の一部、二の一部、三の一の一部、三の二の一部、四の一の一部、四の二の一部、五、六の一から六の三まで、七から一〇まで、一四から一七まで、一九の一から一九の三まで、二〇の一から二〇の三まで、二二、二二、二二、二二、二二、二二、二二、二二の六まで、二四の一から二四の三まで、</p>	<p>仙北郡角館町園田字田中</p> <p>六から一まで、一の一から一の一の三まで、一三の四、一六の五、一六の七、一八の一、一八の五、一八の六、一九の一、二〇の一、二二、二二の一、二二の二、二二、二二の二から二四の三まで、二五の一から二五の五まで、二六の一から二六の三まで、二七から三〇まで、三二の四、三二から三五まで、三六の一から三六の三まで、三七から四〇まで、四一の一、四一の二、四二、四三の一、四三の二、四四の一から四四の四まで、四五の一、四五の二、四六の一から四六の三まで、四七の一、四七の二、四八の一、四八の二、四九から六二まで、六三の二、六三の二、六四から七〇まで、七一の一、七一の三、七二から九八まで、九九の一、一〇〇、一〇一及びこれらの区域に隣接在する道路、水路である国有地の全部並びに一一の一、一三の一、一七、一八の三に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>三三の二、三四から三八まで、三八の一、三九から五二まで、五三から五六までの各一部、五七から六三まで、六四の一部、六五、六六、六七の一部、六八の一部、六九の一部、七〇の一部、七二の一部、七三の一部及びこれらの区域に隣接在する道路、水路等である国有地の一部並びに七三の二に隣接する道路である国有地の全部</p>
--	---	--

<p>仙北郡角館町園田字遠藤</p> <p>二の一、三の一、四から七まで、八の一、八の三、一〇から一二まで、一三の一及びこれらの区域に隣接在する道路、水路である国有地の全部</p> <p>仙北郡角館町豊川字上桜田北</p>	<p>二五の一から二五の七まで、二六の一から二六の六まで、二七、二八の一、三〇の一、三〇の三、三〇の四、三一の一から三一の三まで、三二の一から三二の三まで、三三の一から三三の三まで、三四の一から三四の三まで、三五の一の一部、三五の二の一部、三六、三七の一から三七の四まで、三八の一から三八の三まで、三九から四一まで、四二の一、四二の三、四二の四、四三の一、四三の二、四三の六、四三の七、五四の一、五五、五六、五七の一、六〇の一、六二の二、六三の一、六四、六五の五、六六、八四の一、八五から八七まで、八八の一、八九、九〇、九一の二、九二、九三の一から九三の三まで、九四の一、九五、九六、九七の一、九七の二、九八、九九、一〇〇の一から一〇〇の四まで、一〇一の一から一〇一の三まで、一〇二の一から一〇二の三まで、一〇三、一〇四の一から一〇四の三まで、一〇五の一、一〇五の二、一〇六から一〇六まで、一一の一、一一の二、一一の三の一部、一一の三の三、一一六の一の一部、一一六の二の一部、一一六の三、一一六の四、一一七の二、一一七の二、一一八、一一九、一二〇の二、一二〇の三、一二〇の四、一二一の二、一二一の二、一二一の二の一部、一二二の二、一二二の二の一部、一二二の二、一二三の二、一二三の二、一二四の二、一二五の三、一二六の二、一二八の三、一二四の二、一二五及びこれらの区域に隣接在する道路、水路である国有地の全部並びに一三六の五に隣接する水路である国有地の全部</p>
---	---

<p>一から六まで、七の一部、一二から一九までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡角館町豊川字荒田 三九の一の一部、四〇の一の一部</p>	<p>仙北郡角館町豊川字田川 二の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部</p>
--	--	---

秋田県告示第四百十三号

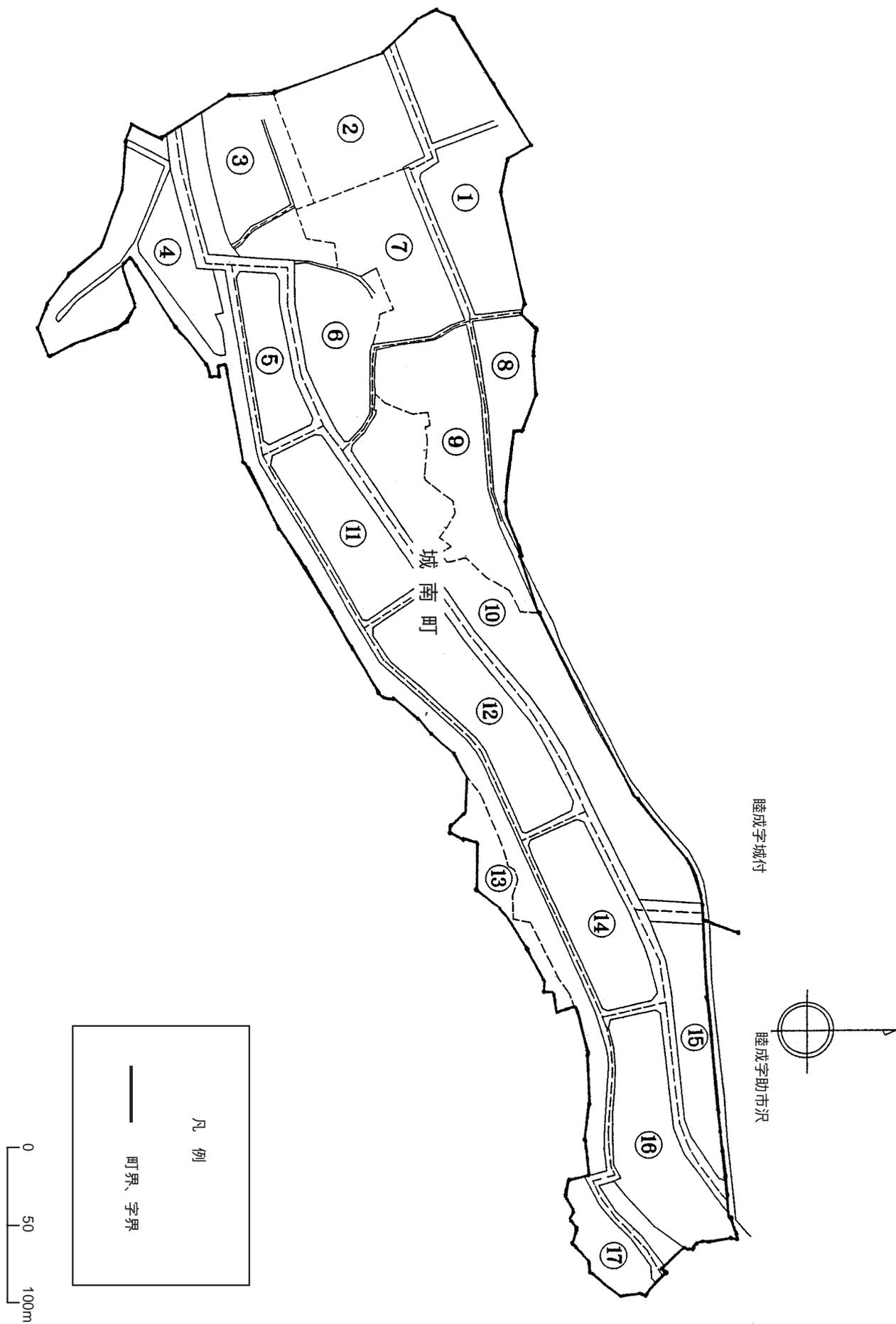
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、横手市の区域内の別図（一）に示す町及び字の区域を別図（二）に示すとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、平成十六年二月二十三日から効力を生ずるものとする。

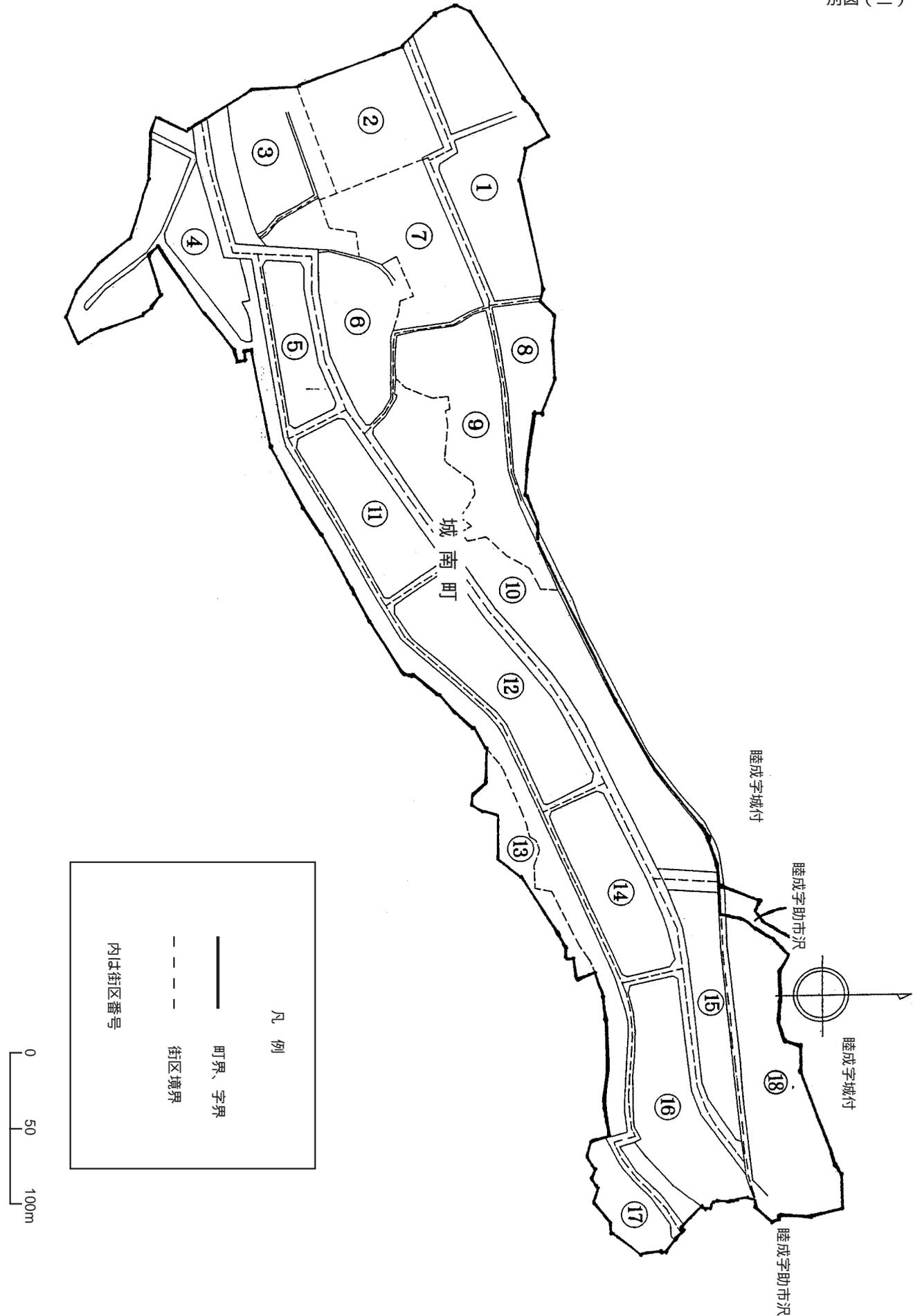
平成十六年二月二十日

秋田県知事 寺田典城

別図(一)



別図(二)



秋田県告示第百四十四号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年二月二十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
柳谷内科クリニック	柳谷直樹	山本郡八竜町浜田字上浜田二百四十八番地一	居宅療養管理指導	平成十五年十二月二十二日
グループホーム花みづき	有限会社白岩の郷 代表取締役	仙北郡角館町白岩字下西野一番地	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年十一月一日
J A秋田おばこ福祉用具貸与事業所	秋田おばこ農業協同組合 代表理事組合長	大曲市あけぼの町十六番四十七号	福祉用具貸与	平成十五年九月一日
有限会社 ケア・フレンド	有限会社 ケア・フレンド 取締役	湯沢市倉内字熊ノ堂二十二番地一	福祉用具貸与	平成十五年五月一日
医療法人せいとく会介護老人保健施設ゆーとびあ神室	医療法人せいとく会 理事長	雄勝郡雄勝町小野字東堺七十六番地一	通所リハビリテーション、短期入所療養介護	平成十五年九月一日
グループホームあじさい仙南	有限会社あじさい 代表取締役	仙北郡仙南村野荒町街道の上二百三十五番地三	痴呆対応型共同生活介護	平成十四年十二月一日
梅の木ファミリークリニック	松元茂	横手市梅の木町十八番九号	訪問看護、居宅療養管理指導	平成十六年一月十五日
グループホーム秋桜	有限会社武光 代表取締役	南秋田郡若美町払戸字川向四十七番地二	痴呆対応型共同生活介護	平成十四年十二月一日
医療法人幸佑会ケアセンターはせがわ	医療法人幸佑会 理事長	男鹿市船川港船川字新浜町三十一番地	訪問介護	平成十五年四月一日
医療法人幸佑会長谷川医院	医療法人幸佑会 理事長	男鹿市船川港船川字新浜町二十六番地二	訪問看護、居宅療養管理指導、介護療養型医療施設	平成十二年六月一日

秋田県告示第四百四十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年二月二十日

秋田県知事 寺田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ニトリ 代表取締役 似 鳥 昭 雄
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ秋田店
秋田市卸町一丁目百三十番八ほか
- (三) 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - ア 変更前 五千三百六十四平方メートル
 - イ 変更後 七千八百六十四・一一平方メートル
 - (2) 駐車場の収容台数
 - ア 変更前 三百十四台
 - イ 変更後 二百二台
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
- (四)
 - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 変更前 二十四・八四立方メートル
 - イ 変更後 六十八・五八立方メートル
 - (6) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前
 - 株式会社ニトリ 代表取締役 似 鳥 昭 雄
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
 - イ 変更後
 - 株式会社ニトリ 代表取締役 似 鳥 昭 雄
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
 - (7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 変更前 午前十時から午後八時まで
 - イ 変更後 午前十時から翌日午前一時まで

平成十六年十月十一日

長谷川医院福祉用具サービス	医療法人幸佑会 理事 長	男鹿市船川港船川字新浜町三十一番地	福祉用具貸与	平成十三年四月一日
グループホームおものがわ	有限会社フアミューク 代表取締役	平鹿郡雄物川町沼館字佐田十番地一	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年一月十五日
グループホームやすらぎの家	有限会社若竹 代表取締役	仙北郡千畑町畑屋字狐塚四十七番地	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年二月一日

二 届出年月日

平成十六年二月十日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年二月二十日から同年六月二十一日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百十六号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、
証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十六年二月二十日

秋田県知事 寺田典城

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名

皆瀬村川向字下菅生十四番地の十二 高橋輝雄

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、東成瀬村からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 中山間地域総合整備事業(成瀬東部地区)計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十六年二月二十三日から同年三月十九日まで

三 縦覧場所 東成瀬村役場

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
- 移動式足場 一式
- (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。
納入期限

平成十六年三月三十日(火)
納入場所

秋田県立男鹿水族館

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月二十日(金)から同年三月一日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年三月十日(水)午後三時
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)以下「規則」という。第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他
(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

フーカー用コンプレッサ 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月三十日(火)

(四) 納入場所

秋田県立男鹿水族館

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を除き、平成十六年二月二十日(金)から同年三月一日(月)規定する県の休日を除き、平成十六年二月二十日(金)から同年三月一日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年三月十日(水)午後三時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月二十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) チャージ用コンプレッサ 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
- (二) 納入期限
平成十六年三月三十日(火)
- (三) 納入場所
秋田県立男鹿水族館
- (四) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (五) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (六) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十六年二月二十日(金)から同年三月一日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年三月十日(水)午後三時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効

- (三) 規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (六) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年二月二十日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 移動式書庫 二式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
平成十六年三月三十日(火)
 - (六) 納入場所
国際教養大学
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十六年二月二十日(金)から同年三月一日(月)までの期間、随時交付する。

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年三月十日(水)午後三時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

コインロッカー 百七台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月二十九日(月)

(四) 納入場所

秋田県立武道館

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十六年三月二十九日(金)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月二十日(金)から同年三月一日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年三月五日(金)午前十時四十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年二月二十日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
OAチエアー(課長用) 四百九十五脚
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十六年三月三十日(火)
- (四) 納入場所
秋田県庁
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月二十日(金)から同年三月一日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年三月五日(金)午前十一時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金

- 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年二月二十日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
OAチエアー(一般用職員用) 七百二十八脚
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十六年三月三十日(火)
- (四) 納入場所
秋田県庁
- 二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (一) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月二十日(金)から同年三月一日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年三月五日(金)午前十一時二十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年二月二十日
秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
懸垂幕 二百十五枚
- (二) 購入物品の仕様等
- (一) 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十六年三月二十六日(金)
- (四) 納入場所
秋田県庁
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (一) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月二十日(金)から同年三月一日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年三月五日(金)午前十一時四十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

議 会 告 示

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

議会告示第一号

請願書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年二月二十日

秋田県議会議長 鈴木 洋 一

請願書取扱規程の一部を改正する規程

請願書取扱規程(平成十一年議会告示第一号)の一部を次のように改正する。第十二条に次のただし書を加える。

ただし、当該陳情書、要望書等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 違法な行為又は公の秩序若しくは善良の風俗を害する行為を求めるもの
- 二 係属中の事件に関するもの
- 三 県職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの
- 四 県の事務に係らない事項を願意とするもの(意見書の提出又は決議を求めるもので議長が必要と認めたものを除く。)
- 五 願意が明確でないもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、委員会審査になじまないと議長が認めたもの

選挙管理委員会告示

この規程は、平成十六年二月二十日から施行する。

秋選管告示第二十二号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年二月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

別表第一中

湯雄医師会病院	雄勝郡雄勝町秋の宮根木百三番地の一
---------	-------------------

湯雄医師会病院	雄勝郡雄勝町秋の宮根木百三番地の一
介護老人保健施設ゆーとびあ神室	雄勝郡雄勝町小野字東堺七十六番地

に改める。

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄